

仕 様 書

- 1 件名
東京都農林総合研究センター仮設庁舎移転に伴う受変電設備の借入れ
- 2 借入場所
東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号
- 3 規格等
別紙「図面」のとおり
ただし、大きさ等は参考寸法とする
- 4 借入期間
平成 26 年 11 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日まで(30 か月)
- 5 関連工事との区分
以下による。

	A(電気設備) 工事	B(キュービクルリース) 工事	C(仮設庁舎電気) 工事
引込設備工事 (PAS設置)	○		
キュービクル用 基礎	○		
キュービクル設置		○	
高圧ケーブル 引込	○ (キュービクル設置場所まで)	○ (結線)	
各種試験		○	
低圧側電気 工事	○		
自動火災 報知設備	○		
仮設用電柱から仮 設庁舎への引込			○

6 各種試験

以下の試験を行い、結果を監督員に報告すること。

なお、使用上当然必要になる検査を含む。

- ・ 接地抵抗測定試験
- ・ 絶縁抵抗測定試験
- ・ 絶縁耐力試験
- ・ 継電器試験

7 工期

平成 26 年 10 月 31 日までに設置、各種試験をおこなうこと。

8 支払条件

借入物件を使用した月の翌日以降、毎月 1 回月額を支払う。

9 環境により良い自動車利用

自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10 その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、財団担当者と協議のうえ決定することとする。
- (2) 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。
- (3) 担当

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

（公財）東京都農林水産振興財団 管理課 担当 山崎・佐藤

TEL 042-528-0505 FAX 042-522-5397